

事務事業名	21288 私立幼稚園事業													
担当組織	こども青少年部				保育幼稚園室				担当	管理・指導担当				
組織コード	R1	18	04	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R1	01	03	02	02	14	01	記入日	令和元年 5月27日
	H30	18	04	00		H30	01	10	01	06	01	01		

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ										実施計画候補			
基本目標	01	子どもの成長と生涯にわたる学びのまち								○ 対象			
分野	01	子育て支援								● 対象外			
施策	04	幼児教育の充実促進											
事業期間	昭和47年度～												
根拠法令 通達等	幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（国）、戸田市私立幼稚園保育料補助金交付条例・施行規則、戸田市私立幼稚園振興補助金交付要綱、戸田市幼児教育施設在園児保護者助成金交付要綱他								関連計画 施政方針				
事業区分	○ 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち任意のもの												
対象	戸田市内私立幼稚園設置者・市内在住の私立幼稚園児等の保護者												
事業目的	保護者の経済的負担軽減並びに幼稚園経営の健全発展及び教職員の資質の向上を図ることにより、本市幼児教育の振興に寄与することを目的とする。												
事業内容	文部科学省の基準や戸田市例規等の基準に基づいて、幼稚園等設置者に対して補助金・助成金の交付を行う（保護者宛のものについても設置者へ交付）。												
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市による単独直営 <input type="checkbox"/> 委託 (<input type="checkbox"/> 3セク・財団 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 市民・NPO) <input type="checkbox"/> 協働・協力 ()												

2. 実施結果

		平成30年度 執行額（千円）	令和元年度 予算額（千円）	令和2年度 計画額（千円）	令和3年度 計画額（千円）	令和4年度 計画額（千円）	
事業の 予算・実績	事業内容	幼稚園設置者・保護者に給付を行う	幼稚園設置者・保護者に給付を行う	幼稚園設置者・保護者に給付を行う	幼稚園設置者・保護者に給付を行う	幼稚園設置者・保護者に給付を行う	
	事業費	348,742	241,315	40,753	40,753	40,753	
	財源内訳	国庫支出金	89,300	42,057	6,900	6,900	6,900
		県支出金	0	3,450	6,900	6,900	6,900
		起債	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		一般財源	259,442	195,808	26,953	26,953	26,953
	人件費	3,411.5	3,411.5	3,411.5	3,411.5	3,411.5	
	投入人員	常勤職員	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人
		非常勤職員	0.32人	0.32人	0.32人	0.32人	0.32人
事業費+人件費		352,154	244,727	44,165	44,165	44,165	

目標達成状況	指標名	単位	説明・算定式	H29目標	H30目標	R1目標
				H29実績	H30実績	R1実績
活動①	補助金給付件数	件		2,628	2,534	2,551
				2,510	2,482	—
成果①	補助金給付額	円		353,384,000	353,717,000	210,912,000
				330,365,000	334,241,000	—
成果②						—

目標達成状況の分析	A：活動・成果ともに達成した。 <判断理由> 申請のあった補助事業については支給されている。また、交付額については申請・補助対象に対して実施率・給付率ともに100%であることから、「A」とした。
-----------	---

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	28年度	29年度	30年度	A：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	<判断理由> 幼稚園を利用している保護者への助成や幼稚園への補助を通じて幼児教育の充実に対し貢献しているといえる。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	28年度	29年度	30年度	B：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	<判断理由> 保護者への助成額は、世帯の住民税額等で審査し助成金額を決定しているため、事業費の水準としては適正であると判断する。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	28年度	29年度	30年度	B：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	<判断理由> 国の補助要綱等に則って行う事業であり、基準に沿った事業展開を行っている。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	28年度	29年度	30年度	B：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	<判断理由> 保護者の住民税額等で審査し、助成金額を決定しているため、公平性があると判断する。

4. 平成30年度中に実施した見直し内容

見直し内容	国の就園奨励費補助金制度の改定に伴い、市民税所得割額が77,100円以下の世帯の第1子・第2子の補助金額を増額した。
見直しの効果	保護者の負担軽減を図ることができた。

5. 今後の方針

事業の方向性	<input type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input checked="" type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 令和2年度で終了 <input type="radio"/> 令和元年度で終了 <input type="radio"/> 平成30年度で終了
	<判断理由> 幼児教育の無償化に伴って、就園奨励費補助金制度については今年度で終了する。補助は、令和元年9月分（上半期分）までの補助となる。
今後の取組方針	国における幼児教育・保育の無償化が令和元年10月1日から施行される。これにより従来、款10教育費で事業予算の執行管理をしていたが、令和元年6月議会にて予算の補正を提案することとし、私立幼稚園事業は、款3民生費に移管を予定している。また、この無償化により、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されるため、その給付に係る新規事業として「施設等利用給付事業」を立ち上げ執行管理していくこととする。